

令和2年2月28日(金)

開会 (9:58)

○森本将司委員長

開会宣言。出席委員は9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」3件、「条例の一部を改正する条例」2件、「条例の廃止」1件、「指定管理者の指定」1件の計7件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。昨日総務文教常任委員会があったが、昨日のあいさつでも新型コロナウイルスの話をしたが、今日もそのことには触れないわけにはいかない状況なので少し話をする。2月25日に新型コロナウイルスに関する警戒本部を市長を本部長として立ち上げた。その後何回か警戒本部の会議を開催している。今日の午後も開催予定である。お手元に市報たいない号外が配布されていると思うが、これは3月中に胎内市が主催して行う会議、研修会、イベント等について中止・延期を決めたものについての一覧である。本日市報胎内と一緒に各家庭に配布した。その後また状況の変化もあり、昨日は国税庁から確定申告4月16日まで1カ月延ばすということで、市として確定申告を市役所で1カ月延ばす必要があるのか、ということについても問い合わせ中だが、県に問い合わせても確認できないという状況である。問題はそれが1カ月遅れると住民税の賦課にも影響してくる。中々難しい問題になってきていると考えている。それから総理から3月2日から小中高と全国的に春休みまで休校するように要請された。それを受けて教育委員会では朝6時過ぎからいろいろ協議をしている所であるが、市としても方針、対応策を含めた中で協議中であり、時間は刻々と過ぎていくところではあるが何とか感染防止を最重要課題として捉えた中で、対策を練っていく必要があると考えている。いろいろな意味で皆さんの理解と協力をいただきながら感染防止に努めていきたいのでよろしくお願いしたい。本日は、案件について7件であるがよろしく審議をお願いしたい。

議第14号 令和元年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ529万8千円を追加し、その総額を31億6,088万4千円とするもの。歳出の主なものは、第2款保険給付費において、今年度の実績見込みに基づき、一般被保険者療養給付費及び葬祭費を増額し、出産育児一時金等を減額した。一方、歳入では、国民健康保険税を減額し、県支出金及び繰入金を増額した。

## 質疑

○渡辺栄六委員

葬祭費について30万円増額だが、令和元年度の当初の見込み数はどのくらいだったのか。また、今後どれ位増える予定なのか。

○須貝市民生活課長

当初予算計上時は44名を見込んでいた。現在は40名くらいだが、これからの期間ということも考え見込みを50名に上方修正した。

○渡辺栄六委員

1人当たり5万円だと思うが、短期証や資格証の方も該当するのか。また、少し違うかもしれないが、生活保護者も対象になるのか。

○須貝市民生活課長

短期証、資格証を交付されている方も葬祭費の支給対象となる。また、生活保護については国民健康保険税ではなく生活保護制度の扶助となっているので対象ではない。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第15号 令和元年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

## 須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ135万円を追加し、その総額を3億335万9千円とするもの。歳出としては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金において、被保険者数が当初の見込みより増加し、保険料総額が増えることに伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額した。一方、歳入では、保険料及び繰入金を増額した。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第16号 令和元年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

### 須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額から、それぞれ900万円を減額し、その総額を36億9,203万1千円とするもの。歳出では、第4款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業では総合事業の訪問型、通所型サービス費の実績が見込みよりも少なくなり900万円減額。歳入では、第3款国庫支出金2項国庫補助金では介護予防日常生活支援総合事業の歳出減額により、その分の法定負担割合に相当する国庫補助金を225万円減額するほか、平成30年度から制度化された国が保険者の機能を評価し、その評価結果により交付される金額が増減する保険者機能強化推進交付金の交付額が決定したことから592万2千円を計上するものである。なお、今年度の県内の順位では30市町村中上から9位であった。第4款支払基金交付金では前年度の交付金の額が確定したことに伴い、既に交付を受けた額との差額等600万7千円を減額するものである。第5款県支出金では、国庫補助金と同じく総合事業の歳出減額に伴い112万5千円を減額する。第7款繰入金1項一般会計繰入金及び2項基金繰入金では事業費の減額に伴いその差額を減額するもの。

### 質疑

○渡辺俊委員

保険者機能強化推進交付金だが、30 市町村中 9 位とのことだが、交付金を貰うスケジュールは。

○須貝福祉介護課長

この交付金の流れは 30 年度から始まって、30 年度においては国から具体的なものが示されたのは年度の終わり頃だった。今年度においては春から国が定めた評価の指標に対して記入して回答を返すという流れで、それに基づき国から示されたのが、2、3 か月前からのスケジュールということで、あらかじめ、この点数であればいくら貰えますというような基準額は示されておらず、内示額が出て初めて金額がわかる。

○渡辺俊委員

どのような指標が出て、どのように回答したのか。

○須貝福祉介護課長

指標となる項目については、地域包括支援センターの介護予防事業で維持向上率含めた実施する内容に対する評価。地域ケア会議や自立支援に向けた取り組みの成果のあたりが大きく点数に影響する。また保険者機能としては認定率を含めた中で、保険者として介護保険サービスを適正に使っているかどうかというあたりが大きな項目で、例えば、ケアマネジャーが作るケアプランに対してきちんと点検がなされているかといったような、サービス利用の適正化のあたりも大きく影響する。50 項目ほどある。

○渡辺俊委員

そういったものを一生懸命頑張れば交付金が多くもらえると理解していいか。この交付金はどのような施策に活用されるのか。

○須貝福祉介護課長

人口規模も交付金の額に影響するので、大きい市は胎内市よりも多く貰っているところもあるが、点数からすると 9 番目である。この使い道については、国から介護予防事業に限定して使わなければならないという決まりがある。胎内市も一般介護予防、通所型サービスなどの介護予防事業に使う。

○森田幸衛委員

今の9番目というのは点数が9番目なのか、額面が9番目なのか。

○須貝福祉介護課長

人口規模で額面が変わるので点数で9番目ということ。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第30号 胎内市印鑑条例の一部を改正する条例

### 須貝市民生活課長説明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを踏まえ、成年被後見人であっても意思能力を有する方については、印鑑登録を行うことができるよう改正を行うもの。

## 質疑

○渡辺宏行委員

今までは精神に障害がある人で、判断が中々しっかりできない人というは登録出来なかった。今度改正になり意思能力の有する方となったが。意思能力の有無についてはどういう規定か。例えば判断が出来るという規定を設けたわけだがその中身とは。

○須貝市民生活課長

これからの運用だが、国から考えが示されており、成年被後見人が印鑑の登録を申請したいという時は、その後見人である法定代理人が同行し、且つ、成年被後見人本人により申請

がある時は、当該成年被後見人は意思能力を有す者として申請を受け付けていいということである。あくまでも本人が来て、法定代理人である成年後見人の方が一緒に同行した場合にのみ登録が出来るという運用になる。

○渡辺宏行委員

その判断が出来るというのは非常に難しいと思う。成年後見人が同行し、市役所で面談してやるわけで、市役所の職員が同行した後見人と一緒に本人と。これは人権の問題があり範囲が広まったと思うが、その判断というのは職員は、規定というか一問一答ではないが、いろいろ聞いた中でトータル的に判断して、これは十分適用できるという判断で登録するということになると思うが、その辺はきちんとした市での判断材料はあるのか。

○須貝市民生活課長

意思能力があるかないかという明確な判断項目は国からは示されていない。意思能力が法律上どうかというと、明文では今のところ民法でも定義されていない。しかし、考え方としては自らの行為がどのような意味を持つのかというところを判断材料とする。というところしか示されていない。そこで市ではどのように運用していくかということになるが、やはり法定代理人が同行しているということで、本人に代わっての代理人なのであくまでも当該本人に対してあなたは本当に申請の意思があるのかということを確認した上で、本人が申請するということを宣誓すれば市では意思能力を有すると判断して登録手続きをすることになる。

○森田幸衛委員

成年被後見人という制度だが胎内市では年間どの位のケースがあるか。

○須貝市民生活課長

1月末現在だが成年被後見人として登記している方が34名。令和元年度については3名という状況である。

○八幡元弘議員

受け付けは通常窓口で通常通りするのか。それとも法定代理人もついてくるので、別室で丁寧に受付するのか。

○須貝市民生活課長

別室を設けるとかではなく、一般の方と同じように窓口で受け付ける。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 35 号 胎内市し尿処理施設運営事業基金条例を廃止する条例

### 須貝市民生活課長説明

本年度中に胎内市清掃センターの施設解体工事が完了することをもって、同施設の管理運営及び解体費用等の財源として活用するために設置していた、本基金の役割が終了することから本条例を廃止するもの。

## 質疑

○森田幸衛委員

解体後の施設跡はどうするのか。

○須貝市民生活課長

底地は集落から借りているのできれいに整地し現状に復した後、返すことにしている。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 36 号 胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 佐久間学校課長説明

本事業はこども支援課の所管ではあるが、この度の改正内容が教育委員会に事務委任された、放課後児童クラブ胎内市なかよしクラブの管理運営に関する学校教育課所管の事業に基づくものなので私から説明する。地方において放課後児童クラブの支援員の確保が難しい状況の中、各地域の実情に応じて安定的に事業運営が行えるよう、児童福祉法が改正され、この条例の基準となる省令基準の位置付けが「従うべき基準」から「参酌基準」とされたことから、市の実情を踏まえ、当該支援員の資格要件に係る経過措置を5年間延長すべく、改正を行うもの。児童福祉法に基づき本条例で定める基準の職員に関するところで、放課後児童支援員についてはクラブ単位ごとに置かなければならないことになっている。胎内市の場合市内全小学校で5つのなかよしクラブを設置しているので、そのクラブごとに支援員を置かなければならない。放課後児童支援員については、都道府県知事または指定都市の長が行う認定資格研修を修了した者でなければならないとされているが、これまで条例の基準となる省令の基準では認定資格研修を修了していないものであっても、令和2年3月31日までに当該研修を修了することを予定しているものは放課後児童支援員とみなすという、みなし支援員に係る経過措置が設けられていた。この経過措置がこの3月31日をもって終了となるわけだが、省令の基準が4月1日以降「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直されたことから、引き続きみなし支援員制度が必要な場合は各市町村の責任と判断のもと、その期間を延長すること等が可能となった。このことを踏まえ、胎内市においても支援員のなり手の確保が難しい状況は変わらない現状から、引き続きみなし支援員制度が必要との判断のもと、経過措置をさらに5年間延長するもの。参考までに、現在放課後児童クラブに携わる職員は、5つ合わせて30名、その内資格認定の研修を修了した者が9名である。

### 質疑

#### ○丸山孝博委員

経過措置を5年延長することが出来るようになったので条例改正するということだが、これは支援員の確保が難しいということでの判断だが、5年間延長することにより確保が出来るかもしれないということで延長するのだと思うが、5年経っても中々難しい状況が変わらなければさらに延長するということは可能なのか。

#### ○佐久間学校教育課長

この度の法改正が「参酌すべき基準」ということなので、どのような解釈をもって規定す



るかは市町村に委ねられている。当然それに伴い質の低下を招くことのないよう十分配慮するようにという状況下にあることから、引き続き支援員の確保並びに質の向上のための支援員の研修については引き続き努めるとともに、現状で一番難しいのは支援員自体の年齢が上がっているということもあり、万が一辞めたといった場合にこれから研修を受ける人も支援員とみなすということであれば安定した運営ができるが、そういった状況下になった時のことも考えこの度さらに5年間延長とした。5年後、さらに現状のような状況が続かないようにしたいが、そうなった場合には今一度その時点で判断したい。

○丸山孝博委員

資格を取るのも大変だということと、確保も難しい中で、賃金の問題も関わってくると思う。そういうことも含めた改善、例えば資格を取るために市で援助するとか、そういったことも配慮されているのか。あと賃金の問題。

○佐久間学校教育課長

賃金面については資格を有する支援員については少し単価は高く設定するなど、なるべく研修を受けて支援員になる方には便宜というか不利にならないようには考えている。令和2年度に研修を受ける対象の方が9人いる。その方々については市で旅費等も負担した中で、研修に行ってもらおうよう環境は整えている。そういった方々を増やして引き続き勤務してもらえるように検討していきたい。

○森田幸衛委員

なかよしクラブの利用者数は。

○佐久間学校教育課長

4月1日時点の登録人数で中条なかよしクラブは94名、胎内なかよしクラブは104人、乙なかよしクラブは55人、築地なかよしクラブは31人、黒川なかよしクラブが70人である。これについては登録人数なので、利用人数は大体7割程度である。

○丸山孝博委員

先ほど副市長が言ったように来週から休みになるが、その場合のなかよしクラブの利用が急増することが予想されるが、その場合の支援員の人たちの確保は検討したのか。

○佐久間学校教育課長

臨時休校に係る対応については今協議している。当然受け皿として放課後児童クラブについては設置することになるが、例えばになるが、流動的で確定ではないが、休校になれば各学校に配置している介助員が来なくなるので、そういった方々にあたってもらうなりして、人員確保に努めていきたい。利用する人については、日中留守家庭の子どもを対象に預かっているので、今後今回の臨時休校に伴ってといった場合は、おそらく毎日ではなくてもという人がいると思うので、そういった方々にも柔軟に対応できるように体制を整えている。

#### ○丸山孝博委員

これは昨日の今日ということなのでどうなるかわからないと思うが、この措置については国からの要請だと報道されている。最後に安倍首相は国が全面的に面倒を見るということも加えているので、財源出動は中々大変だと思うが、その辺の補償がされるのであれば、子どもが安心安全で過ごせるような対応というのはやってほしいと思うが、国からどうなってくるというのは全然わからないか。

#### ○佐久間学校教育課長

国県からの通知等で私のほうで把握してないものもあるようなので、それらを踏まえて検討していきたい。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第 43 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

#### 須貝福祉介護課長説明

福祉交流センター有楽荘について、現在の指定管理者である株式会社共立メンテナンスから当該施設の指定管理の受託を今年限りで撤退したい旨の申出を受け、令和 2 年 3 月 31 日をもって指定を取り消すことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間、株式会社誠を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせるもの。候補者の選定に当たっては、公募より募集し応募のあった当該 1 社に対し地元の区長、利用者代表等で構成する

選定委員会において、選定基準に照らし適切な運営が持続できることについての審査を経て、同社は指定管理者として適当と判断した。

## 質疑

### ○渡辺栄六委員

今までの食堂の営業についていろいろ要望もあったが、新しく指定管理を受ける会社との営業方針についての話し合いはしたか。

### ○須貝福祉介護課長

営業方針等については審査会での審査基準ということで、申請にあたってはそれらを含めた事業計画を提出してもらいつつ、現在よりもより質の高いような、樽ヶ橋を訪れる方が今以上に満足できるような食堂運営に努めていきたいと強い意気込みを聞いた。詳細については指定管理者である株式会社誠となお詰めていきたい。

### ○渡辺栄六委員

メニューの要望とかもあり、あまり郷土食ではないとか。胎内市ならではというか、樽ヶ橋エリアならではといった要望もあったと思う。あと、季節の限定した営業というのも地域柄どうかということもあるが、きのと観光物産館にある誠福亭は結構賑っていて、同じ経営者なのでその辺も含めてある程度こちらの要望も入れる必要があると思うが。

### ○須貝福祉介護課長

株式会社誠はどっこん水の誠福亭の指定管理をやっている実績もあるし、非常に胎内市の地域の特色を生かした料理を強く考えている状況である。今後オープンまでの間、今指摘いただいた、胎内市の郷土食ということと、季節によっては休みであったりという運営の詳細を詰めていきたい。

### ○渡辺宏行委員

質の高いサービスという言い方をしたが、それで審査基準に基づいてというふうな。ということは逆に、樽ヶ橋で食堂をやるといった時に、審査基準の中にあそこはこういうところだからこうだと。さっき渡辺栄六議員が言ったようにこれからメニュー作るにしても何かを作るにしても、あるいは共立メンテナンスがやっていたように発券機を置いて、缶ビールを置いているようなのが果たしてどうなのかといろいろある。ここで指定管理を決めてしまう

と、質の高いサービスは何か。審査基準とはどういう基準なのか。中身もわからないで、どうですかと言われても。できれば審査基準はこうで、こうなったというものがあれば、なるほどこういうやり方をしていくんだと思うが、その辺が質の高いサービスといっても何が高いのかとなる。我々は全然わからない。

○須貝福祉介護課長

申請段階での事業計画の項目、いわゆる審査基準にあたるが、それに関しては1つは施設運営に係る理念・方針、こういったものに関し同法人は、交流センターを通じて地域の方々や市内外から訪れる人との交流を深め、樽ヶ橋エリア全体で地域の活性化を推進したいと、こういったことで提出した。ほかには、項目としては利用者の利便性の向上、利用促進に向けた取り組みであるとか、より多くの利用を図るために行う広報・PR活動、利用者ニーズの把握とその対応について、新たな自主事業の導入計画。この計画書のところには5つの審査基準を設けているほか、収支計画、これまでの実績等々も総合的に勘案した。

○森田幸衛委員

株式会社誠が指定管理者になるが、回る寿司になるのではないかといういろいろな憶測があるが、里山食堂という名称は変わらないのか。

○須貝福祉介護課長

私自身も里山食堂の名称についてどういう経緯で里山食堂に命名したかを調べたところ、現在の共立メンテナンスとの協議の中でそういうふうになったとのこと。現在どういった名称を使うかは、現在は仮称ということで今後決定することになる。里山食堂の看板を下ろして別な新たな名称にする可能性も十分にある。

○八幡元弘委員

契約は4月1日からだが、営業はいつからか。

○須貝福祉介護課長

現在と全く同じ状況ではなく、少しリニューアルというか少し改装を加えたいと申請の時点では話があった。議会で議決をいただいた後、その辺も少し配慮した形で、しかし、4月下旬から利用者が非常に多くなるので、市内外の皆さんに迷惑をかけないように遅くても4月中旬位のオープンに向けて協議を進めたい。

○八幡元弘委員

詳細はまだ決まっていないと思うが、営業日や定休日の見通しは。

○須貝福祉介護課長

福祉交流センターに関する条例で月曜日が休館日になっており、現在も月曜日は休業日になっている。それは変わらない。月曜日以外は営業したいと考えている。営業時間は基本的には今と同じような時間帯だが、福祉交流センターの貸し部屋の方は条例で時間が決まっているが食堂に関しては指定管理者の意向を踏まえた中で、例えば予約制で夜営業するとかそういったことも含みをもたせて実施できるようにと考えている。冬期間の土日、祝日限定の営業に関しても今後利用状況等も踏まえた中で、できる限り営業日を増やす方向で協議を進めたい。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:50)